



( 自社等就職に係る留意事項 )

- ・ 自社等就職の場合、労働条件及び勤務実態を確認した上で就職率を計算し、支給決定を行います。
- ・ 事業主等の関与によらず、やむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります。
- ・ 自社等就職者が雇用保険被保険者となる勤務実態があるか否かについては、ハローワークの雇用保険担当部門と連携して確認・審査を行うため、支給決定に時間を要することがあります。  
審査に当たっては、雇用保険担当部門から連絡させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

認定申請時に、IT分野・WEBデザイン・デジタル分野（DSS）の特例措置を希望していた場合は、以下の資料をご提出ください。

- ・ 支給額を上乘せするための基準を満たしていただくも、認定申請時にIT特例またはWEBデザイン特例の適用を希望していた場合「IT分野資格取得状況報告書（A-53）」ならびに「WEBデザイン関係資格取得状況報告書（A-57）」の提出が必要です。
- ・ 受講者の資格取得を証明する書類について、発行手続き等を理由に申請期限内に間に合わない場合は準備が整い次第ご提出ください。そのほかの書類は申請期限内に提出する必要があります。
- ・ 提出期限は、訓練終了日の翌日から4か月以内です。
- ・ IT特例またはWEBデザイン特例の支給要件を満たす場合は、DSS特例は不支給となります。

【特例】提出書類		実施機関 チェック 欄	労働局 チェック 欄	提出形態
◇	IT分野の特例措置を申請する場合			
	IT分野資格取得状況報告書（A-53）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	受講者の資格取得を証明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	・ 資格取得年月日、受講者氏名、取得した資格の名称が確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
◇	WEBデザインの特例措置を申請する場合			
	WEBデザイン関係資格取得状況報告書（A-57）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	受講者の資格取得を証明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	・ 資格取得年月日、受講者氏名、取得した資格の名称が確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
◇	DSSの特例措置を申請する場合			
	認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書（様式A-31）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	受講者出欠報告書（様式A-32）、出席簿（様式A-20-1）または受講時間管理簿（様式A-20-2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写
	訓練カリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- ・ こちらのチェックリストは、申請時に書類の一番上に添えてご提出をお願いいたします。
- ・ 書類の提出時は、左端記載の番号順に並べてご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ・ 上記の他、審査の過程において、別途書類を提出していただく場合があります。
- ・ 本人署名が必要な書類は写しをご提出ください。

東京労働局 訓練課